

## 第三者評価結果シート（児童養護施設）

種別	児童養護施設
----	--------

### ①第三者評価機関名

株式会社シーサポート

### ②施設名等

名称	あいの実
施設長氏名	関根歩
定員	44名
所在地(都道府県)	埼玉県

### ③理念・基本方針

#### (1) 理念

- ①使命：私たちは、ことばや口先だけ愛することをせず、行いと真実をもって愛そうではありませんか。（Iヨハネ3-18）  
 ②目標：児童の権利に関する条約を基本とし、キリスト教精神によって全ての子ども家庭を視野に入れた社会的養護を必要とする子どもと子育て家庭の支援をする。

#### (2) 基本方針

- ア. 子どもの人権と最善の利益の保障  
 イ. 子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止に努める。子どもたちの基本的人権と権利の擁護  
 ウ. 家庭の支援（子どもと家庭との関係を大切に支援を行う）  
 エ. 地域福祉への参加と協働 児童家庭支援センターの機能を用い、支援を展開して行く。

### ④施設の特徴的な取組

- ・児童家庭支援センターがあるため、子育てに関する地域支援を行っている。
- ・小舎制養育により、きめ細やかな支援を行っている。

### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア）契約日（開始日）	2017/5/1
評価実施期間（イ）評価結果確定日	2017/10/26
受審回数	2回
前回の受審時期	平成26年度

### ⑥総評

#### ◇特に評価の高い点

#### ①リービングケアと家族再統合に向け、あきらめない支援に注力しています

リービングケアは全ての児童が対象であることが謳われたリービングケア実施計画が策定されており、退所後の生活を鑑みながら家庭支援専門相談員を中心に進められています。また家族との調整が難しいケースが増えているものの、再統合をめざすところから始めることを念頭に置き、あきらめない姿勢をもって取り組んでいます。慎重さとアグレッシブさの双方を用い、柔軟な対応により家族との信頼関係構築に努めています。

#### ②高い養育支援力はバランスのとれた職員構成と職員の尽力によりもたらされています

子どもたちの基本的日課が定められており、それに呼応した職員勤務体制・シフト作成がなされています。規則正しい生活ができるよう・職員と子どもたちとの愛着形成がなされるよう配慮した仕組みとなっており、職員の不断の尽力により現在の養育が維持されています。また、職員の年齢・経験年数は、構成上バランスがとれており、経験の浅い職員が働きながら自然に吸収できる環境があります。管理職・基幹的職員がフォローに入りながら、日々の養育支援をする中で施設の共通理解の浸透を図っています。

#### ③充実した会議・委員会・マニュアル等により安定した運営がなされています

運営・養護運営・主任・グループ等の目的・階層別の会議、権利擁護・ネット環境・生と性を考える・学習対策等の委員会など縦横に連携したワーキンググループ活動は計画をもって取り組んでいます。またルールブック化した事業計画、保護者・子どもへの説明用資料等はわかりやすく整備されており、本施設の丁寧な支援を表しています。経験豊富な職員・蓄積された技術・高い養育観が安定した運営をもたらしています。

#### ◇抽出された目標と課題

運営上の課題として、配慮の必要な子どもへの対応、人材確保、職員のメンタルヘルスを挙げています。各事項の課題解決にあたっては職場内の雰囲気向上し、組織として同じ方向を向いて進めるよう努めています。

また本評価を通して、①立案された計画に対する検証と次年度への継続、②給与体系の見直しとワークライフバランスへの考慮、③ブログやスマートフォン対応可能なウェブページの設置、④地域との防災協力の進捗、⑤子どもを巻き込んだ食育などが課題として挙げられています。ワーキンググループを中心として対応を図り、他の施設の範となる成果となることが期待さ

### ⑦第三者評価結果に対する施設のコメント

とても良い評価をいただき、恐縮です。結果に倣ることなく自分たちの課題を見据えて改善を図り、子どもの福祉のために働きます。

## 第三者評価結果（児童養護施設）

### 共通評価基準（45項目）Ⅰ 養育・支援の基本方針と組織

#### 1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者 評価結果
①	1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
法人・施設の使命・目標・支援方針・運営方針は事業計画、ホームページに掲載されており、広く周知を図っている。新任研修においては、まず園長から本施設の養育理念について説明する時間を設けており、養育観や子どもとの愛着形成の方針については「段々と・着実に」身につけてもらっている。また入職を希望する学生には、児童養護施設で働くことの大変さばかりでなく、「やりがい」について注力した説明に努めている。		

#### 2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者 評価結果
①	2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
敷地内に児童家庭支援センターを設置しており、来所・電話・訪問による相談受付等地域の児童福祉への支援を通じてそのニーズと動向の把握がなされている。また関係機関、各種協議会・連絡会への参加を通して情報の提供と収集も図られている。		
②	3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
運営上の課題として①配慮の必要な子どもへの対応、②人材確保、③職員のメンタルヘルスを挙げている。各事項については、①病院との連携の強化、②早期からの募集・実習生への対応、③フォロー体制の充実など課題解決に取り組んでいる。課題解決にあたっては職場内の雰囲気向上し、組織として同じ方向を向いて進めるよう努めている。		

#### 3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者 評価結果
①	4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
小規模養育・地域支援・支援力向上など運営の大きな柱については、成果と達成を認識しており、特別委員会にて新事業の展開について検討・進捗を図っている。外壁の修繕などハード面の改修についても毎月のチェックにより把握されており、優先順位をつけながら見直しを立てている。		
②	5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
理念・方針に始まり、各職務、各委員会、各領域についてそれぞれの計画が立てられ、一冊にまとめられている。単に概要報告を目的としたものではなく、職員のルールブックとして機能するものであり、本法人・施設の全容を理解できる。児童養護施設だけでなく、福祉全般においても範となる取り組みと言える。		

#### (2) 事業計画が適切に策定されている。

①	6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業報告書の作成、年度終了時の総括など事業の振り返りがなされているが、事業計画書の充実さに比べると見劣りすることを認識している。分析・検討・次年度への反映に対して改善を図る意向をもっている。		
②	7 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
子どもたちには年代ごとの子ども会や年度初めに運営についての説明を行っている。また広報誌において決算報告・事業報告・日常の様子などを掲載し、周知にあっている。		

#### 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者 評価結果
①	8 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a
「生・性教育」、「ネット環境」、「学習」、「権利擁護」等のは事業計画上に役割と目的が位置づけられている。また組織としての取り組みが職員の意識向上に影響しており、本評価に伴う職員自己評価結果からもそのことが理解できる。		

	②	9 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a
「運営」・「養護運営」・「子どもあんぜん」・「主任」等の各種会議は取り決め事項として責任者・参加者が明示されており、年間会議予定表にて開催日が取り決められている。各種会議において施設全体の運営および寮運営の状況の確認がなされており、それぞれ議事録に収められている。			

## II 施設の運営管理

### 1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。			第三者 評価結果
	①	10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長をはじめとする職員の役割については、管理・対外・委員会・行事などの領域別に一覧表が策定されている。また自衛消防隊組織図・火元責任者一覧表などが消防計画内に明示されており、災害・緊急時の対応体制が整備されている。			
	②	11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
児童福祉法をはじめとする関係法令および子どもの権利保障については、職員会議や各種研修を通して職員への周知に取り組んでいる。また養育支援以外についても職員の働き方改革などのセミナーに参加し、情報の収集に努め、運営の参考となるよう努めている。			

(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。			
	①	12 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は就任3年目を迎えており、以前からの養育支援方針の踏襲と変化する環境への対応の双方に努めている。入職者への倫理研修、愛着形成の醸成、自立支援計画の深化などに注力し、養育支援の質の向上を指導している。児童養護におけるソーシャルワークの重要性を認識しており、子どもの最善の利益を考慮した支援を目指している。			
	②	13 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a
毎月、施設内の安全や衛生の状態を確認するため寮点検を実施しており、修繕・補充等の必要性を検証している。また各種会議において職員からのボトムアップに努めており、エアコンの全室設置が実現している。職員だけでなく子どもたちに対しても資源の大切さや物を永く・大事に使うことを日頃より教えている。			

### 2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			第三者 評価結果
	①	14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
福祉業界全体として人材確保が難航する中、単なる人材の奪い合いを良しとはしておらず、児童養護施設の職員として働くことの魅力を伝えていくことが重要であることを認識している。施設内においては、学校に対して講師を派遣するなど具体的施策を実行しており、また県内児童養護施設の協議会における人材確保委員会のメンバーとしても尽力している。			
	②	15 総合的な人事管理が行われている。	a
就業規則および各種規程を整備しており、職員の就業体制を明記・明示している。また数字で測ることが困難な業務であることから人事考課の給与への反映については慎重な方針をとっている。職員の給与体系については、手当や給与表の改定を予定しており、専門家を交えた検討を始めている。			

(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
	①	16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
有給休暇、超過勤務については、把握がなされており、改善とワークライフバランスへの配慮の必要性を認識している。半日単位の有給休暇取得を実施するなど具体的施策を行っているものの、働きやすい職場形成は今後の運営に必須事項であることを認知している。			

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
	①	17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b

入職前職員から施設長まで6段階のレベルを明示しており、施設として目指すキャリアを提示している。以前より行っていた目標管理としてのキャリアアップノートについては実施内容・時期・効果等を検討している。前述の給与表改定はキャリア形成明示と周知の一貫としても機能させたい意向を持っている。			
	②	18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
事業計画中に職員研修計画（人材育成）が掲載されており、必要性、研修計画など人材育成・職員の資質向上に対する方針や考えが明示されている。就任前・後の新任研修のプログラムは具体的時期と内容が設定されており、人材育成に注力する姿勢を見ることができる。と同時にその充実した研修を施設内の人材で実施できる環境に本施設の職員の資質の高さを理解できる。			
	③	19 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
研修担当職員が中心となり外部研修の案内や紹介がなされており、職員の希望を優先して派遣者を決定している。また今後は、研修の受講履歴の作成と分析、相談支援に特化した研修への派遣などを検討しており、実現が期待される。			

(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
	①	20 実習生等の養育・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生の受け入れにあたっては、実習の意義・内容・担当者の業務・守秘義務が定められているなど受け入れ体制が完備している。今後は児童養護施設への理解が深まるよう・職員採用に繋がるよう受け入れの更なる充実を検討しており、子どもたちの生活への影響を考慮しながら進めることが期待される。			

### 3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
法人のサイト内に施設のページが作成されており、施設の様子・行事などが案内されている。今後は更にウェブの活用を検討しており、各種報告・情報の掲載、ブログの設置、スマートフォン対応などを企画している。活用が職員採用等に繋がることが期待される。			
	②	22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
経理規程の設置、内部監査の実施、専門家による毎月のチェックなど適正な事務・経理・取引がなされるための体制が整備されている。日々の費用に対しても物品購入に関する決まりがあり、担当職員による管理と検証により適切な支出となるよう取り組んでいる。			

### 4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。			第三者 評価結果
	①	23 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
運営方針には地域支援に対する考えを掲載しており、児童家庭支援センターとともに地域の児童福祉に資することを表明している。地域の相撲・かるたなどの大会に参加し、日常的に親睦が図れるよう取り組んでおり、これまでの継続的な貢献により地域からの認知がなされている。			
	②	24 ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a
ボランティア活動計画のもと散髪、ピアノ、学習、洗濯などの多様な協力を得ており、子どもたちの生活向上に寄与している。またボランティア活動基金は復興支援にも役立てられている。多くの方々との関わりは開かれた施設として存する本施設の特長を表している。			

(2) 関係機関との連携が確保されている。			
	①	25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
所轄官庁、児童相談所、医療機関、教育機関等関係機関の連絡先一覧表が作成されている。また併設している児童家庭支援センターと共に地域の関係機関と連携を図り、地域の中で子どもたちが健やかに育つことができるよう取り組んでいる。			

(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
	①	26 施設が有する機能を地域に還元している。	a
児童家庭センターの地域貢献に対しては心理士をはじめとする専門職が協力するなど施設のもつ機能と能力を還元している。今後は地域との防災協力を進めるなどできる支援について検討する意向をもっている。			
	②	27 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a
法人として併設する児童家庭支援センターでは、ショートステイ、電話・来所・訪問の各相談業務、一時保育など地域の児童福祉に対する支援事業がなされている。法人としての専門性を活かした取り組みであり、地域の児童福祉を牽引する存在である。			

### Ⅲ 適切な養育・支援の実施

#### 1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。			第三者 評価結果
	①	28 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
倫理綱領・就業規則が定められており、年度初めの会合等にて職員への周知と確認がなされている。また子どもたちの人権を保障することは無論、言葉遣いをはじめとする接遇についても研修等を通してその向上に努めている。また充実したケアマニュアルの活用も職員の業務に対する共通理解の一助となっている。			
	②	29 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した養育・支援の実施が行われている。	a
個人情報およびプライバシーの保護については、危機管理マニュアルに記し、職員への周知を図っている。高年齢児にはなるべく個室を提供し、そのプライベートの保障にあたっており、共同生活の中にもプライベートゾーンを守れるよう子どもたちの生活を見守っている。			

(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
	①	30 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
保護者、高年齢児、低年齢児に対してそれぞれの説明用文書を設定しており、理解が深まるようわかりやすい言葉でまとめられている。保護者に対しては面会・帰省・電話等、子どもたちに対しては施設内のきまり、寮の決まりなどについて丁寧な説明が付されている。これからの生活を案ずる子どもたちが安心できるよう努めている。			
	②	31 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
家庭支援専門相談員を中心に保護者へのコミュニケーションに努めており、学校行事の案内、子どもの成績表の送付など生活の様子を伝えるよう取り組んでいる。保護者の状況や状態に合わせてながら、面会・電話等適した手段を講じて理解が深まるよう努めている。			
	③	32 措置変更や地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員を中心に措置変更・家庭移行等退所後も相談にのりながらアフターケアに取り組んでいる。退所後の状況や動向についても把握するよう努めており、児童相談所等関係機関と連携しながら継続した支援にあたっている。			

(3) 子どもの満足の向上に努めている。			第三者 評価結果
	①	33 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
年に1回、食事の嗜好調査を行うなど子どもの意向の確認に努めている。子どもたちの日常生活におけるルールや決まりは、各年代別の会合や寮会議で話しあう・考えるなどの取り組みがなされている。特に携帯電話の使用については、一定の世代にとっては重要な事項であることから、適切な使い方ができるよう自分たちで話し合いルールを定めている。子どもたちの安全に対して先回りした指導をするだけでなく、スモールステップを踏みながら・小さな失敗を糧にしながら養育支援にあたれるよう努めている。			

(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。			
------------------------------	--	--	--

	①	34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a
権利擁護委員会より年に一度子どもたち自身が持つ権利の保障について説明しており、いつでも・職員以外のだれにでも意見を表明できることを周知している。また意思を表明し辛い子どもたちにも配慮し、日常生活場面や食事などを通して不利益な取り扱い等がないか確認に努めている。また入所時には保護者に対して苦情解決の仕組みについて記した書面を渡しており、苦情解決第三者委員の氏名と連絡先を周知している。			
	②	35 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	a
子どもたちとの関係性を深め、職員が子どもたちから信頼される存在となるよう指導にあたっている。本評価に伴う子どもたちへのアンケートでも信頼できる職員がいる、進路等の相談ができる旨の意見が多数あり、日々の養育姿勢の成果を見ることができる。			
	③	36 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
子どもからの相談や意見、意見ボックスからの質問に対しては、ケースにより権利擁護委員会等にて検討し、解決を図っている。また子どもからの質問に対する回答は、他の子どもたちにも関連する場合、時に紙面にまとめて公表するなど工夫した取り組みがなされている。			

(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。			第三者 評価結果
	①	37 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a
毎月の寮点検など施設内のチェックがなされており、子どもたちの安全と衛生が確保されている。危機管理マニュアルには、事故防止だけでなく、プライバシー、火災、地震などの対応方法が記されている。また防犯カメラを増設するなどハード面の充実に対しても注力している。			
	②	38 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
保健衛生関係年間計画が事業計画内に設定されており、年間計画、薬剤の管理等が定められている。予防接種、感染後の対応確認など蔓延防止に努めている。また冬季以外も食中毒等についてのミニ研修を行うなど子どもたちの安全のための衛生環境向上に取り組んでいる。			
	③	39 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
年度において消防計画が立てられており、防火管理者および各寮の火元責任者の任命、自衛消防隊組織図の明示がなされている。毎月の避難訓練についても担当者と訓練内容が設定されており、火災を中心に万一の事態に備えるよう取り組んでいる。			

## 2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。			第三者 評価結果
	①	40 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a
ケアマニュアル・危機管理規程など業務やリスクへの対応について標準化がなされており、各職員へ配布されている。特にケアマニュアルにはQ&A集が付されており、新入職員の業務へのアシストとして、サポートとして存在している。またネットワーク内にも配置されており、いつでも見られるようになっている。			
	②	41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a
ケアマニュアル・危機管理規程等については、随時加筆修正がなされているものの、全面的・一斉的な見直しについても定期的期間を設けている。また事業計画書は、事業や役割の詳細について記載されており、職員の標準化や共通認識の醸成を図る役割を担っている。			
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
	①	42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
自立支援計画策定についてのマニュアルが設定されており、役割・流れが確立している。ケースワーカーの意見を聞きながら管理職がまとめおり、心理士、家庭支援専門相談員が参加する自立支援会議により検討・決定されている。子どもたちの努力している姿が見えるように・支援の根拠が掴めるようにデータ等を洗い出しながら進めている。			

	②	43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画の見直しは年度の中期に実施されており、自立支援会議において子どもたち一人ひとりの見直しをしている。状況や状態の変化の反映、抱える課題と問題の提示ができるよう取り組んでおり、自立支援計画が形骸化しないよう日々の支援への指導にあたっている。			

(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
	①	44 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a
寮ごとに日々の記録がなされており、ネットワークを介して全員が確認できるよう整備されている。記録については、事実と自己の理解との差異について注意して記載するよう職員に指導している。運営会議等の会議録についても記載され、保管されている。			
	②	45 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a
事務室、各寮の執務室に設置されたパソコンはパスワードにより使用権限が設定されており、情報の管理がなされている。また記録物については管理棟にて適切な管理がなされている。長い歴史により多くの退園者も含めた記録は膨大な量となっており、保存と管理については今後の課題となっている。			

内容評価基準 (41項目) A-1 子ども本位の養育・支援

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮			第三者 評価結果
	①	A1 社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
職員の年齢・経験年数は、構成上バランスがとれており、経験の浅い職員が働きながら自然に吸収できる環境がある。管理職・基幹的職員がフォローに入りながら、日々の養育支援をする中で施設の共通理解の浸透を図っている。			
	②	A2 子どもの発達段階に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	a
児童相談所等関係機関に任せるのではなく、主体的に生い立ちの整理や告知について関わるよう努めている。他の施設より異動している場合は、他施設にも協力を仰ぎながら進めており、各業務委員会での検討・施設行事との連携などを図りながらリービングケアの一貫として捉え、取り組んでいる。			

(2) 権利についての説明			
	①	A3 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	a
権利擁護委員会が設置されており、子どもたちの持つ権利保障に対して啓発活動がなされている。子どもたちに対しては、措置児童等虐待や権利保障に対しての講話や安全教育を通して周知を図っている。また職員に対しても倫理綱領・チェックリストでの確認等を通して改めて子どもへの姿勢を見つめ直すよう指導に努めている。			

(3) 他者の尊重			
	①	A4 様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	a
子どもたちの状況や特性を考慮し、寮編成や部屋割りについては話し合いをもって決定に至っており、配慮に努めている。子どもへの影響を一番に、また子どもたちが暮らしやすい寮となるよう取り組んでいる。また性教育にあたっては、性だけでなく生についても同時に考えられるよう取り組んでおり、自身および他者に対して肯定感が醸成できることを目標に支援にあたっている。			

(4) 被措置児童等虐待対応			
	①	A5 いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
体罰や暴力による指導はあってはならないこととして、新任研修に始まり、日々の指導の中で徹底している。職員に対してはどのような指導をするべきかを常に問い続け、職員自身の気づきを促すよう指導に努めている。体罰の廃止について、職員の意識改革・事前防止・事例検討・共通認識醸成など施設全体で取り組んでいる。			

	②	A6 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
不適切な関わり等の対応については、危機管理マニュアルに記載されており、対処方法等の留意事項が明示されている。施設長をはじめ、全職員が生活場面や食事を通して状況や様子を確認し、子どもにとって不利益な環境とならないよう努めている。			
	③	A7 被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	a
権利擁護委員会を中心に被措置児童虐待についての検討と検証がなされている。子どもたちが守られる存在であることについて認識を共通する取り組みがなされており、新任研修においても盛り込まれている。子どもたちが安心して暮らすことができるよう、施設自身において自浄能力を高められることを目指している。			

(5) 思想や信教の自由の保障			
	①	A8 子どもや保護者等の思想や信教の自由を保障している。	a
キリスト教精神に基づく社会的養護を養育の柱としていることを表明しており、入所時に配布する説明用資料等に明示している。入所時には保護者・子どもに対して丁寧な説明をし、理解したうえで入所してもらえよう努めている。また資料には、入所後も強制することなく、子どもたちの自由を保障することも謳われている。			

(6) こどもの意向や主体性への配慮			
	①	A9 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	a
入所前には面会や情報の確認を通して子どもについての把握を進め、嗜好等についてもできるだけ聴取するよう取り組んでいる。子どもが持つ不安を解消し、職員との信頼関係をいち早く気付けるよう配慮に努めている。			
	②	A10 職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
幼児・小学生・中学生等年代別の子ども会および各寮舎による寮会議が設置されており、子どもたちが主体性をもって自身の生活について話しあうことができる環境を整えている。学校の決まりに沿いながら・規則正しい生活ができるよう行事・日課・ルールについて検討がなされている。			

(7) 主体性、自律性を尊重した日常生活			
	①	A11 日々の暮らしや、余暇の過ごし方など健全な生活のあり方について、子ども自身が主体的に考え生活できるよう支援している。	a
事業計画内には余暇活動計画が設定されており、子どもたちが生きがいや楽しみを見つけられるよう取り組んでいる。内向的な子どもたちに対しては、無理強いすることなく、意向を聞きながら外に目を向けられるよう支援にあたっている。寮が中心となり日帰りおよび宿泊を伴うレクリエーションが企画・実施されている。			
	②	A12 子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
お小遣いについては子ども本人の意向を大切に、職員が見守りながら好きな用途に使い、生活を楽しめるよう支援している。また高校生のアルバイトによる収入は、多額になるケースもあることから、将来を見据えて貯蓄を促すなど経済観念の醸成にも努めている。			

(8) 継続性とアフターケア			
	①	A13 家庭復帰にあたって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう復帰後の支援を行っている。	a
家庭支援専門相談員・里親支援専門相談員が中心となり、職員と連携を図りながら、家族再統合・家庭復帰に対して取り組んでいる。復帰後もアフターケアとしてアフターケア計画を立案し、計画に沿った支援を展開し、一人ひとりに合った支援となるよう進めている。			
	②	A14 できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a

<p>子どもたちの希望や状況に合わせて措置延長・措置継続等にて対応・支援している。支援団体を活用して就職支援をするなど子どもたちの将来を見据え、自立への足掛かりとなるよう後援している。昨今は大学・専門学校等上級学校への進学希望者が多く、希望が叶うよう取り組んでいる。</p>			
	③	A15 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>リービングケアは全ての児童が対象であることが謳われたリービングケア実施計画が策定されており、家庭支援専門相談員を中心に進められている。退所児童ごとの計画と記録が整備されており、子どもたちからのSOSに対して応えられるよう体制が構築されている。</p>			

A-2 養育・支援の質の確保

(1) 養育・支援の基本			第三者 評価結果
	①	A16 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかりと受け止めている。	a
<p>外部の研修団体の講義を取り入れ、職員の支援が受容的になるよう子どもに寄り添う感性を醸成している。管理職・専門職が相談にのりながら・見守りながら養育支援がすすめられており、タイムアウトをとったり、関係性に配慮した体制をとったりと職員をサポートする体制の充実に努めている。</p>			
	②	A17 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a
<p>子どもたち一人ひとりの趣向や基本的欲求に応えられるよう要望や意向を把握した支援が展開できるよう努めている。ときに寮での話し合いなどがなされ、日用品の購入についても検討されている。高額となるものは施設内で検討とチェックをし、適切な対応に努めている。</p>			
	③	A18 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a
<p>「子どもの力を信じること・時に小さな失敗を重ねて経験とすること・大きな事件や事故に繋がらないこと」のバランスを図りながら支援を進められるよう取り組んでいる。スマートフォン等の取扱いについてはそれぞれの寮ごとに取扱いを考慮し、適切な対応に努めている。</p>			
	④	A19 発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
<p>環境整備年間計画の策定・学習対策委員会の設定、各年代別の子ども会の設置等々を通して年齢に応じた遊びや学びができる環境を整えられるよう努めている。昨今はインターネットへの接続環境が子どもたちにとっての関心事項としてあげられており、委員会を通して適切な対応ができるよう検討している。</p>			
	⑤	A20 秩序ある生活を通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
<p>子どもたちの基本的日課が定められており、それに呼応した職員勤務体制・シフト作成がなされている。規則正しい生活ができるよう・職員と子どもたちとの愛着形成がなされるよう配慮した仕組みとなっており、職員の不断の尽力により現在の養育が維持されている。ルールやその周知については寮ごとの特色がでている。</p>			

(2) 食生活

	①	A21 食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
<p>食事時間は日課として決められているものの、夕食については、子どもたちの年齢や状況に合わせ、寮ごとに柔軟な対応に努めている。月に1回程度は外食を楽しむなどの取り組みもなされている。皆が集う機会として食事の場面およびリビングは家庭的な雰囲気となるよう取り組んでいる。</p>			
	②	A22 子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
<p>嗜好調査による子どもたちの好き嫌いの確認、栄養士が参加しての献立・食事場面の検討をする給食会議の開催など子どもたちが健やかに育つための取り組みがなされている。調理関係年間計画においては、栄養目標量が定められており、職員研修、食育等の計画が立案されている。</p>			

	③	A23 子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	a
子どもたちが食事を楽しめることを重視しており、時に調理の手伝いをするなどカウンターキッチンと家庭的雰囲気を活かした取り組みがなされている。献立についても季節ごとに留意点をもっており、食欲の増進や伝統料理に配慮するよう努めている。食育新聞の作成など食育についても取り組んでいる。調理実習や子どもを巻き込んだ取り組みについては、以前のような取り組みができていないため、検討していく意向をもってしている。			

(3) 衣生活			
	①	A24 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
年齢・性別など一人ひとりの特性や好みに合わせて職員が配慮しながら衣服の購入がなされている。衣服への興味を持てるよう指導にあたっており、年齢に応じ、適切な服装となるよう心掛けられている。			

(4) 住生活			
	①	A25 居室等施設全体がきれいに整美されている。	a
月に1回、寮点検を実施し、危険箇所・修繕箇所などの確認をし、施設全体が子どもたちにとって快適で・安全な空間となるよう取り組んでいる。全室にエアコンを設置するなど夏季の熱さにも対策を講じており、心身ともに健康であるためにはまず健全な環境が必要であることをモットーに整備と整美を進めている。			
	②	A26 子ども一人ひとりの居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	a
子どもたちの年齢や状況を考慮し、個室の使用やプライバシーへの配慮がなされている。リビングおよび居室が子どもたちの居場所となるよう努めているものの、内弁慶とならないよう・外に興味を向けられるよう心掛けた支援がなされている。幼児をはじめ低年齢児の安全と衛生にも配慮がなされている。			

(5) 健康と安全			
	①	A27 発達段階に応じ、身体の健康（清潔、病気、事故等）について自己管理ができるよう支援している。	a
業務の日誌の中には子どもたちの健康に関する欄が設けられており、職員間での情報共有がなされている。また毎月の寮点検、小学生への交通安全教育、おう吐処理の徹底など衛生と安全に対する取り組みがなされている。保健関係に関するQ&Aをまとめるなど職員の知識の研鑽にも努めており、更に新しい事項を取り入れていく意向をもってしている。			
	②	A28 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a
かかりつけ医への通院・服薬管理・日誌の健康欄の確認・健康診断の実施・嘱託医との連携等により子どもたちの健康維持・増進に努めている。危機管理マニュアルには救急対応等の流れが記載されており、常備薬の管理、予防接種、薬品の許可体制など万一の事態に備えられている。			

(6) 性に関する教育			
	①	A29 子どもの年齢・発達段階に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a
「生と性を考える委員会」を中心に「性をタブー視しない・生についても考える」取り組みがなされている。ロールプレイを取り入れた研修を実施するなど職員の研鑽に注力しており、また子どもたちに対してもトイレ新聞の発刊等工夫に努めている。オープンな議論ができる空気の醸成を進めたことにより施設の方針が浸透したことを実感している。			

(7) 自己領域の確保			
	①	A30 でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
鍵付きの居室の使用やプライベートゾーンの確保などそれぞれが持つ境界線を保持できるよう指導にあたっている。個人の所有や嗜好を尊重し、金銭については職員が管理を補助しながらトラブルのもとにならないよう支援にあたっている。月に1回の寮点検は監視や管理の意味合いではなく、子どもたちが自ら整理整頓を意識する機会として実施している。			

	②	A31 成長の記録（アルバム等）が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	a
寮ごとに日常の生活や行事の写真を撮り、思い出や生活の記録として、またライフストーリーワークの資料として保管されている。デジタルカメラによる撮影によりデータ化されて保存されており、整理が課題として挙げられている。子どもたちと振り返りながら一緒に整理をしていく意向をもっている。			

<b>(8) 行動上の問題及び問題状況への対応</b>			
	①	A32 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	a
子どもの暴力・不適応行動については、職員間での情報の共有・チームでの対応等に努めている。またこどもあんぜん会議（園内の子どもの安全に関する内容を中心に情報交換や解決に向けての話し合いをする会議：月に2回の定期開催および随時）にて検討・検証をしながら対応を図っている。			
	②	A33 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
施設内での子ども同士の関係性やパワーバランスについては、日々の養育支援を通して職員が把握しており、ときに管理職が食事の場面に入るなど施設全体で確認に取り組んでいる。職員が間に入りながら安全・快適な生活が送れるよう配慮に努めている。			
	③	A34 虐待を受けた子ども等、保護者等からの強引な引取りの可能性がある場合、子どもの安全が確保されるよう努めている。	a
保護者からの強引な引き取り等配慮が必要なケースについては、手紙・電話等のやりとりについて留意するよう職員間での認識共通を図っている。子どもの安全が確保されるよう、関係機関とも連携し、適切な対応となるよう取り組んでいる。			

<b>(9) 心理的ケア</b>			
	①	A35 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理治療のプログラムにあげられている子どもたちに限らず、心理的ケアの必要性を説いており、優先順位を考慮しながら心理士を中心に支援に取り組んでいる。心理士は、ケアワーカー、家庭支援専門相談員等専門職と情報の共有を図り、日常の生活や行動を理解した上で、所見の進言や指導に努めている。			

<b>(10) 学習・進学支援、進路支援等</b>			
	①	A36 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
子ども一人ひとりの意欲や能力に応じ、基礎学力の向上等学習支援に取り組んでいる。事業計画内に「学習指導の進め方」を定義しており、幼児：興味と感覚の醸成、小学生：学習の習慣化、中学生・高校生：進路・進学への取り組みについて記載している。学習機の提供、中学生の通塾、職員による宿題等の指導などがなされている。			
	②	A37 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
日常より職員が相談にのりながら子どもたちにとって最善の進路となるよう指導に努めている。返済の必要の有無も含めて主な就学資金助成金が一覧にされており、利用できる制度の紹介や資金計画策定のサポート等に努めている。また将来を見据え、各種公的資格についても取得を奨励している。			
	③	A38 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a
外部機関が実施する職場体験や職業適性検査の活用、アルバイトの奨励などなど退園後の自立を意識した取り組みがなされている。近年は大学・専門学校等上級学校への進学比率が高まっているものの、学校や支援者との連携を図りながら就労支援へのサポートに取り組んでいる。			

<b>(11) 施設と家族との信頼関係づくり</b>			
	①	A39 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a

家庭支援専門相談員を中心として担当ケアワーカーとともに家族支援にあたっている。家族との調整が難しいケースが増えているものの、再統合をめざすところから始めることを念頭に置き、あきらめない姿勢をもって取り組んでいる。慎重さとアグレッシブさの双方を用い、柔軟な対応により家族との信頼関係構築に努めている。

(12) 親子関係の再構築支援			
	①	A40 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
関係機関との連携、家庭支援専門相談員の判断、施設長の許可のもと、外出・面会・帰省等がなされており、親子関係構築・改善にあたっている。担当職員も積極的に関わり、管理職・専門職のフォローと協力を仰ぎながら子どもたちにとって最善の支援となるよう取り組んでいる。			

(13) スーパービジョン体制			
	①	A41 スーパービジョンの体制を確立し、職員の専門性や施設の組織力の向上に取り組んでいる。	a
基幹的職員を配置しており、管理職・専門職が中心となり職員のスーパーバイズに取り組んでいる。職員の人材育成とのリンク、職員が相談しやすい雰囲気醸成、会議での方針の共有化などスーパービジョンシステムの定着に努めている。管理職の尽力により段階を追った人材育成が効を奏しており、組織の活性化の源となっている。			